

「パートナーシップ構築宣言」

当事務所は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 国民と行政とをつなぎ、より良い市民生活の実現と円滑な行政運営に寄与する。
- b. 法的紛争を予防し、国民の権利・利益を保護する。
- c. 他の企業等との連携を図り、幅広くニーズに対応できる体制を整える。
- d. 各業者との協業により、顧客の経営基盤の強化及び新規事業の創出等を支援する。
- e. 自己研鑽に励み、助言その他情報提供を進んで行う。
- f. 取得した情報は当事者の許可を得て共有し、一気通貫したサービスの提供に努める。
- g. 人材のマッチングやビジネスマッチングも積極的に提案する。
- h. 各人の個性を尊重し、必要以上の情報を取得しないものとする。
- i. 人権に配慮し、先入観や思い込みを排し、平等に接する。
- j. 地球温暖化対策として、環境負荷の少ない製品の購入に努める。
- k. 公共交通機関の利用を推進し、二酸化炭素の排出量削減に努める。
- l. 新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止のために協力する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うし寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- a. 代金の支払い等については、速やかに決済し、紛争を防止する。
- b. 「売り手良し」「買い手良し」「世間良し」の「三方良し」の実現に努める。

2021年11月1日

荒川行政書士事務所

代表 荒川 朋範

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。